

武蔵野市立みどりのこども館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市立みどりのこども館条例の一部を改正する条例

武蔵野市立みどりのこども館条例（平成20年12月武蔵野市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(事業) 第2条 こども館においては、次に掲げる事業を行う。 (1)及び(2) (略) (3) <u>法第6条の2の2第7項</u> に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。） (4)から(6)まで (略)	(事業) 第2条 こども館においては、次に掲げる事業を行う。 (1)及び(2) (略) (3) <u>法第6条の2の2第6項</u> に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。） (4)から(6)まで (略)	字句の改正

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の施行による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。